

資料

漢書の刑法志（四）（未定稿）

中國法制史研究會 訳ならびに注

景帝元年、下詔曰、加答與重罪無異、幸而不死、不可爲人、其定律、答五百曰三百、答三百曰二百、猶尙不全、至中六年、又下詔曰、加答者、或至死而答未畢、朕甚憐之、其減答三百曰二百、答二百曰一百、又曰、△景祐本には「與」の字がない。答者所以教之也、其定箠令、丞相劉舍、御史大夫衛綰請、答者箠長五尺、其本大一寸、其竹也、末薄半寸、皆平其節、當答者答臀、毋得更人、畢一罪、乃更人、自是答者得全、然酷吏猶以爲威、死刑既重、而生刑又輕、民易犯之、△景祐本には「曰」の字がない。

そこで、景帝<sup>※</sup>元年に詔を下して次のようにいった。「答を加えることは、死刑と異なるところがなくなっている。幸いにして死なずにすんでも、人なみの立居振舞<sup>たちいふるま</sup>いができない。それ、律を定めて、答五百を三百とし、答三百を二百とせよ」と。それでもなお、身体を完うすることができなかった。中六年<sup>※</sup>になって、また詔を下して、「答を加えられるものは、死んでしまっても答<sup>むちう</sup>つことが、まだ完了しないことがある。朕はそれを甚だいたましく思う。それ、答三百を減じて二百とし、答二百を百とせよ」といった。また、「答は民を教化するためのものである。それ、箠令<sup>すいれい</sup>を定めよ」ともいった。そこで、丞相<sup>※</sup>の劉舎<sup>りゅうしゃ</sup>と御史大夫の衛綰<sup>えいけん</sup>とが、次のように請うた。「答は箠<sup>むち</sup>の長さが五尺、その手もとの大きさは一寸、その竹は、さきの方が細くて五分、すべて節<sup>ふし</sup>を平らにする。答刑に処せられるものは、臀<sup>しりむち</sup>を答<sup>むち</sup>ち、答つもの中途で代えることができず、一罪人を打ち終えてから、始めて人を代える」と。これから後、答刑<sup>ち</sup>に処せられたものは、身体を完うすることができたが、きびしい役人は、なおもそれをもって威力を振った。このように死刑は重きに失した上に、生刑<sup>※</sup>はまた軽きに失するようになり、却って民は罪を犯しやすいということになった<sup>※</sup>。

※景帝。

景帝 (157—141 B.C.) は漢の第六代目の天子。

※中六年。

中六年は 144 B.C.

※丞相。

秦に始まる官名で、天子を助けて万機を処理する。いまの総理大臣の如きもの。

※答と箠。

答は刑罰上のいいかたで、この場合の答と箠との区別は、答刑に用いるむちが箠である。

※臀を答ち。

従来は背をうち、そのため死に至らしめたと思われる。

※生刑。

死刑以外の刑で、ここでは主として答刑をさす。

※刑罰が軽重いづれかに偏して均衡を失い、民が死刑や生刑をつい犯しやすくなり、そのため刑を犯すことが多くなったというほどの意であろう。

及至孝武即位、外事四夷之功、内盛耳目之好、徵發煩數、百姓貧耗、窮民犯法、酷吏擊斷、姦軌不勝、於是招進張湯趙禹之屬、條定法令、作見知故縱監臨部主之法、緩深故之罪、急縱出之誅、其後姦猾巧法、轉相比況、禁罔寢密、律令凡三百五十九章、大辟四百九條、千八百八十二事、死罪決事比、萬三千四百七十二事、文書盈於几閣、典者不能徧睹、是以郡國承用者駁、或罪同而論異、姦吏因緣爲市、所欲活則傅生議、所欲陷則予死比、議者咸冤傷之、

武帝が位につくと、外は四方の夷狄の征討を行い、内は耳目の楽しみにふけり、そのため徵發がしばしば行われ、民は窮乏して、困りはてた民は法を犯すようになり、きびしい役人はそれを容赦なく処罰したが、奸悪な行為のつぎつぎに生ずるのを防ぎきれなかった。そこで、張湯や趙禹のようなものがらを寄せあつめて用い、法令を条文に定め、見知故縱や監臨部主の法を作り、深故の罪をゆるやかにし、縦出の誅を嚴格にした。その後、わるがしい役人は法を巧みにあやつり、それからそれえと事例をひきあいに出していき、法網はだんだんと細密になった。律令はおよそ三百五十九章、大辟に関する条文が四百九条、千八百八十二事項、死刑の決事比は一万三千四百七十二件の多きに達し、法律文書は机の上や書棚に一杯となり、

※張湯。

武帝の時に太中大夫となり、さらに廷尉・御史大夫などに累進し、「天下のことみな湯に決す」とまでいわれたが、のちに人のために謀られて自殺した(115 B.C.)。

※趙禹。

武帝の時に御史となり、さらに中大夫・少府・廷尉などに累進し、のちに燕の国の相となった。90 B.C.に死す。

司法の役人もあまねく目をとおすことができない状態であった。そのため、地方の郡や国にあつて法の運用にあたるものが統一をかき、罪が同じであるのに判決が異なる場合もあつた。悪い役人はそれにつけてこんで取引を行い、生かそうと思うものには、生かすような議論にもつていき、死罪におとしいれようと思うものには、死罪の判決例をあてはめるといふありさまで、心ある人々は、みな無実としてこれをしてきた。いたみなげいた。

※決事比。

判決にあつて該当する条文のない場合に、援用する判決例のようなもの。

注 ① 見知故縦や監臨部主の法。

見知故縦の法は、犯罪を見たり知つたりして、それを故意に見逃すのを処罰する法。監臨部主の法とは、部下が罪を犯した場合、その監督の任にあるものや責任者を連坐せしめる法。

② 深故の罪をゆるやかにし。

役人が規定以上に過酷な刑を課したり、故意に人を罪におとしいれたりしても、その処分をゆるやかにすること。

③ 縦出の誅を嚴格にした。

役人が罪人を釈放して、それがわざと釈放した疑のある時には、それを嚴格に誅罰することとした。

宣帝自在閭閻、而知其若此、及即尊位、廷史路溫舒上疏言、秦有十失、其一尙存、治獄之吏是也、語在溫舒傳、上深愍焉、迺下詔曰、閭者吏用

法、巧文寔深、是朕之不徳也、夫決獄不當、使有罪興邪、不辜蒙戮、父子悲恨、朕甚傷之、今遣廷史與郡鞠獄、任輕祿薄、其爲置廷平、秩六百石、員四人、其務平之、以稱朕意、於是選于定國爲廷尉、求明察寬恕黃霸等、以爲廷平、季秋後請讞時、上常幸宣室、齋居而決事、獄刑號爲平矣、

宣帝は、民間におつた當時から、このような実情を知つていた。<sup>④</sup> 天子の位につくにおよんで、廷史の路温舒<sup>※</sup>が書をたてまつつていうのには、「秦には十の失政があつたが、その失政のひとつが今もなお残つている。裁判を司る役人のことがそれである」と。そのことは路温舒の伝記にしるされてゐる。<sup>⑤</sup> 天子はその上書によつて憐みの心を深くした。そこで詔を下して次のようにいつた。「この頃、役人が法を運用するのに、法文を巧みにあやつることがだんだんひどくなつてきているが、それは朕の不徳のいたすところである。一体、判決が正当でない場合には、罪あるものにさらに邪悪をおこさせ、罪なきものに重刑をうけさせて、その結果、世の親や子を悲しみ恨ませるようになる。朕はそれを甚だいたましく思う。いま、廷史を地方に派して、郡の役人とともに裁判事件の精細な究明にあたらせているが、<sup>※</sup>そ

※路温舒。

路温舒は元鳳(89—74B.C.)年中に始めて獄吏となり、宣帝が即位すると、徳を尚び刑を緩くすべきことを上書し、以後累進して臨准の太守となつた。

※郡の役人とともに裁判事件の精細な究明にあたらせているが。郡の行ふべき通常の裁判は、郡や県の責任においてこれを行うが、特別な事件については、郡の役人以外に、特に中央から派した廷史を加えて徹底的に取り調べを行うことをいう。

これらの役人は、職責も軽く禄高もまたひくい。それ、廷平の官をおき、その秩禄は六百石<sup>※</sup>、その定員は四人とせよ。それ、努めて公平を期し、もって朕の意にそえ」と。そこで于定国を選んで廷尉となし、明察寛大な人、黄霸<sup>※</sup>等を求めて廷平とした。季秋の月ののち、罪の疑わしい事件につき天子に請讞<sup>⑥</sup>する時には、天子は必ず宣室<sup>※</sup>に出御し、齋戒して裁決をした。それで、裁判や刑罰が公平であるといわれた。

注 ④ 宣帝。

宣帝(74—49B.C.)は漢の第九代目の天子。生れて数月にして祖父の戾太子(武帝の子)の巫蠱<sup>ぶぐ</sup>の獄(91B.C.)にあり、そのため幼い時から辛苦をなめて民間に育つた。長ずるにおよんで学を好み、また游侠を喜んだ。宣帝紀に、「雞を闘はせ馬を走らせ、つぶさに閭里の奸邪、吏治の得失を知る」とあるが、昭帝(87—74B.C.)が若くして死し、嗣がなかったので、いまだ民間にあつた宣帝を立てて天子とした。時に年十八歳。

⑤ そのことばは路温舒の伝記にしている。

漢書卷五十一。その上疏に、「秦の時、文学を羞ぢて武勇を好み、仁義の士を賤しめて治獄の吏を尊び、正言するものをばこれを誹謗<sup>ひぼう</sup>といい、過過(あやまちをとどめる)するものをばこれを妖言<sup>ようげん</sup>といふ。故に盛服の先生(儒者)は世に用ひられず、忠良の切言はみな胸に鬱し、訾詆<sup>そひ</sup>の聲は日々耳に満ち、虚美は心に熏じて実禍は蔽塞<sup>へいさい</sup>す。これすなはち秦の天下を滅ぼす所以なり」とある。

⑥ 請讞。

重罪でしかも裁判の決しかねる場合に、特別に天子の裁決を求めることを請讞<sup>せいつ</sup>という。左伝には「賞は春夏をもつてし、刑は秋冬をもつてす」(襄公二十六年)とある。

※廷平の官をおき、その秩禄は六百石。

廷尉の下には秩禄みな千石の廷尉正・左監・右監などがあつたが、宣帝の地節三年(67B.C.)に秩禄六百石の廷平(宣帝紀地節三年には廷尉平とある)の官を設けた。

※黄霸。

若い時から律令を学び、武帝の時に侍郎謁者・河南の太守の丞となり、宣帝の時に廷尉正となり、のち潁川の太守から丞相となつた。甘露三年(51B.C.)に死す。

※宣室。

宣室は政教を布く室であるとも、また未央宮中の殿名であるともいわれている。

が、これはもちろん天子の行う賞刑をいうもので、ここに「季秋の後」に請讞すとあるは、それと同じ思想にもとづくものである。

時涿郡大守鄭昌上疏言、聖王置諫争之臣者、非以崇徳、防逸豫之生也、立法明刑者、非以爲治、救衰亂之起也、今明主躬垂明聽、雖不置廷平、獄將自正、若開後嗣、不若刪定律令、律令一定、愚民知所避、姦吏無所弄矣、今不正其本、而置廷平以理其末也、政衰聽怠、則廷平將招權而爲亂首矣、宣帝未及修正、<sup>△</sup>至元帝初立、<sup>△</sup>迺下詔曰、夫法令者、所以抑暴扶弱、欲其難犯而易避也、今律令煩多而不約、自典文者、不能分明、而欲羅元元之不逮、斯豈刑中之意哉、其議律令可蠲除輕減者、條奏、惟在便安萬姓而已、

△景祐本には「至」の字がない。

△景祐本には「令」の字がない。

その当時、涿郡の大守の鄭昌が上奏して次のようにいった。「聖王が諫争を役目とする臣をおいたのは、おのれの徳を高めるためではなく、安逸の心が生ずるのを防ぐためであります。法を設け刑を定めたのは、りっぱな治世をもたらすためではなく、衰乱のおこるのを救うためであります。いま、聖明な天子さまが、みずから曇

※涿郡。

涿郡はいまの河北省地方。太守は郡の長官。

りなきおきき裁きをされている上は、たとえ延平の官をおかずとも、裁判はおのずから正しくなりましよう。もし子孫によるべき道を開こうとおぼしめしならば、むしろ律令を整理した方がよろしい。律令がひとたび定まれば、無知な民はなにをしてはならぬかを知り、わるい役人は法をもてあそぶことができなくなります。いまその根本をたださずに、延平の官をおいて、その末節をおさめようとされているが、政治が衰え、おきき裁きに怠りが生じるならば、延平は権力を手におさめて、世が乱れるみなもととなるでしよう」と。だが宣帝は、法律を修正するまでにはいたらなかった。元帝※が即位して間もなく、はじめて詔を下して、「そもそも法令というものは、強暴なものをおさえ、弱いものをたすけるためのもので、犯し難くて避け易いことを理想とする。いま、律令は煩多で簡約でなく、法令担当の役人でさえ、はっきりと知りわきまえることができない、それにもかかわらず、民くさが法律にうといために犯した罪を法網にかけようとする、これがどうして刑罰適正の精神になおるか。それ、律令の除いたり軽くしたりすべきものを討議して、簡条書きにして上奏せよ。ただよろず民くさのためをはかることを肝要である」といわれた。

※元帝(48—33B.C.)は漢の第十代目の天子。

至成帝河平中、復下詔曰、甫刑云、五刑之屬三千、大辟之罰其屬二百、今大辟之刑、千有餘條、律令煩多、百有餘萬言、奇請它比、日以益滋、



自明習者、不知所由、欲以曉諭衆庶、不亦難乎、於以羅元元之民、夭絕亡辜、豈不哀哉、其與中二千石二千石博士、及明習律令者、議減死刑及可蠲除約省者、令較然易知、條奏、書不云乎、惟刑之恤哉、其審核之、務準古法、朕將盡心覽焉、有司無仲山父將明之材、不能因時廣宣主恩、建立明制、爲一代之法、而徒鉤撫微細、毛舉數事、以塞詔而已、是以大議不立、遂以至今、議者或曰、法難數變、此庸人不達、疑塞治道、聖智之所常患者也、故略舉漢興以來、法令稍定、而合古便今者、

成帝<sup>※</sup>の河平年間になって、また詔を下して次のようにいった。「甫刑<sup>※</sup>に、『五刑の条項は三千、死刑に該当する罰は、その条項が二百』とある。いま死刑には千余条あり、律令は煩多で百余万語におよんでおり、寄請<sup>※</sup>や它比<sup>※</sup>が日々ますますふえ、法令に習熟しているものでさえ、従うべきところを知らない。それでいて、民を明らかにさとそうと思うのは、まことにむづかしいことではないか。かくして、もろもろの民を法網にかけ、罪のないものの天寿をたつ、なんとあわれではないか。それ、中二千石・二千石・博士<sup>①</sup>および律令に習熟せるものとともに、死刑の条項を減ずること、およびはぶくべき法文を討議し、はつきりとわかりやすいようにして、箇条書きにして上奏せよ。書経に『惟れ刑<sup>こ</sup>をこれ恤<sup>うん</sup>へよ』<sup>※</sup>とあるではないか。それ、この

※成帝(33—7B.C.)は漢の第十一代目の天子。河平は年号、28—25B.C.

※甫刑。

「漢書の刑法志」(二)、注(11)を参照。

※寄請。

法律の条文以外に裁判官が別に天子に奏請して行う判決。

本旨をよくきわめ、務めていにしえのおきてに従え。朕は心をこめてこれを検討するであろう」と。しかし役人たちに、むかしの仲山父ちゆうざんぽのような天子の政治をたすけるすぐれた才能がなく、時に応じて天子の恩徳をのべひろめ、りっぱな制おきてをうちたて、一代の法をつくることができず、いたづらに微細なことを拾い出し、末梢的なわづかばかりのことをとりあげただけで、詔にこたえたにすぎなかった。こういうわけで、根本問題にふれた論議は成立をみることなく、そのまま現在にいたっている。論者の中には、法はたびたび変更しがたいものだというものもあるが、これは、凡人が道理に達していないのであって、世を治める道のさまたげをするものであり、聖智の人の常にうれえるところである。されば漢が興ってから、法令の次第に安定し、いにしえのおきてにかない、また今の世にも都合のよいものを次に略述しよう。

注 ⑦ 中二千石・二千石・博士。

中二千石・二千石は、それぞれそれだけの年俸をうける官位にあるものをさし、三公につぐ高官である。後漢書百官志によれば、中二千石は月俸百八十斛、二千石は月俸百二十斛で、それを穀物と貨幣に分けて支給される。博士は宮中の諸儀礼を掌ることを職務とする官であったが、文帝の頃から、儒学にすぐれているものをこれに任ずるようになった。彼等は先王の制度に明るいので、法律改正などの際に意見を求められた。

⑧ 仲山父のような天子の政治をたすけるすぐれた才能がなく。

原文は「有司に仲山父の将明の材なく」で、これは詩経蒸民の篇に「肅肅たる王命、仲山甫これを將おこなひ、邦国の若否、仲山甫これを明らかにす」にもとずいている。

※它比。

該当する条文のない場合に、他の法文を引用して、それにこじつけてする判決。

※「惟れ刑をこれ恤へよ」。

今の舜典の文。刑罰にこころし、あやまりの生ずることをおそれ、適正を得るように心がけよとの意。

※仲山父「父」はまた「甫」とも書く。

周の宣王の明臣。紀元前八一九世紀頃の人。

漢興之初、雖有約法三章、網漏吞舟之魚、然其大辟、尙有夷三族之令、  
 令曰、當三族者、皆先黥劓、斬左右止、笞殺之、梟其首、菹其骨肉於  
 市、其誹謗詈詛者、又先斷舌、故謂之具五刑、彭越韓信之屬、皆受此  
 誅、至高后元年、乃除三族罪詛言令、孝文二年、又詔丞相太尉御史、法  
 者治之正、所以禁暴而衛善人也、今犯法者已論、而使無罪之父母妻子同  
 產坐之及收、朕甚弗取、其議、左右丞相周勃陳平奏言、父母妻子同產  
 相坐及收、所以累其心、使重犯法也、收之道、所由來久矣、臣之愚  
 計、以爲如其故便、

漢が起つたはじめ、民と法三章を約束したことがあり、その網は吞舟の魚を漏ら  
 すような目のあらいものではあったが、それでもなおその死刑の規定のうちには、  
 三族を夷ほろばすの令というのがあった。その令は、「三族の刑に相当するものは、み  
 な、まず黥いれずみや劓はなきりを施し、左右の足首を斬り、鞭で打つてこれを殺し、その首を市  
 にさらし、その骨や肉を市で菹しをうけにする。誹謗ひぼうしたり詈詛りそしたりする者は、  
 以上の刑①に処するほか、まず舌を切りとる」というのである。だからこの三族の刑は、五刑②を  
 あわせ課するものといわれている。彭越※や韓信※などという人々は、みなこの誅をう  
 けたものである。のち、高后※の元年になり、はじめて三族の罪と詛言ようげんの令③を廃止

※誹謗したり詈詛したりする者。

誹謗はそしること、詈詛は罵つ  
 たりのろつたりすること。いず  
 れも天子を対象としている。

※彭越。

彭越(—197B.C.)は秦末漢初  
 の群雄の一人で、漢の高祖に服  
 して梁王に封ぜられたが、のち  
 謀叛の疑いによって殺され、そ  
 の宗族も夷された。

した。また文帝の二年に、丞相・太尉<sup>※</sup>・御史に詔して、「法は天下を治める正道であり、凶暴を取締り、善人を守るところのものである。いま、法を犯した本人の罪を断じたうえに、罪のない父母妻子兄弟までを連坐させたり、官に没収して奴婢としたりしているのは、朕の甚だとらないところである。それ、これを討議せよ」と仰せられた。そこで右丞相の周勃<sup>※</sup>・左丞相の陳平<sup>※</sup>が上奏していうのは、「父母妻子兄弟を連坐させたり、官に没収して奴婢としたりするのは、それによってその心を牽制し、法を犯すことをはばからせるためであります。官に没収して奴婢とするということは、その由来するところ久しいものがあります。私どもの考えでは、従来どおりにするのがよろしいかと存じます」と。

注 ⑨ その骨や肉を市で菹にする。

菹は醢<sup>か</sup>ともい、骨や肉を切りきざんで塩漬にすることである。礼記檀弓の鄭注は、人間を醢にするのは食用に供するよりも、人をおそれさせるのが目的であるといっている。

⑩ 五刑。

ここにいう五刑は、清律や明律の笞・杖・徒・流・死の五刑でも、また国語魯語の甲兵・斧鉞・刀鋸・鑕窄・鞭扑の五刑でもなく、甫刑の墨・劓・膺・宮・大辟の五に相当している。

⑪ 祆言の令。

漢書高后紀では「妖言令」となっている。あらぬことをいいふらして、人心をまどわす行為を罰する法令。

※韓信。

韓信（—196.B.C.）は高祖を助けて天下統一に大功のあった將軍で、楚王に封ぜられたが、のちその謀叛を告げるものがあつて殺され、その三族も夷された。

※高后。

高后（—180.B.C.）は高祖の皇后の呂氏で、呂后ともいう。高祖の崩後、八年間にわたり事実上の天子として実権をふるった。高後の元年は187.B.C.である。

※太尉。

太尉は軍事をつかさどる大臣で、位は丞相にひとしい。

※周勃。

周勃（—169.B.C.）は漢の創業の功臣で、のちに太尉から右丞相に任ぜられた。

※陳平。

陳平（—178.B.C.）は同じく創業の功臣で、のち左丞相に任ぜられた。

文帝復曰、朕聞之、法正則民慤、罪當則民從、且夫牧民而道之以善者吏也、既不能道、又以不正之法罪之、是法反害於民爲暴者也、朕未見其便、宜孰計之、平・勃乃曰、陛下幸加大惠於天下、使有罪不收、無罪不相坐、甚盛德、臣等所不及也、臣等謹奉詔、盡除收律相坐法、其後新垣平謀爲逆、復行三族之誅、由是言之、風俗移易、人性相近、而習相遠、信矣、夫以孝文之仁、平勃之知、猶有過刑謬論、如此甚也、而況庸材溺於末流者乎、

すると文帝はふたたび詔して、「朕の聞くところでは、法が正しければ民は謹直になり、刑罰が妥当であれば民は従順になるといふ。そもそも民を治め、善をもってこれを導くものが官吏である。しかるにこれを導くことができなければかりでなく、そのうえ正しくない法をもって罪を加えるのでは、却って民に害をあたえ暴虐を加えることになる。朕にはどうもそれがよろしいとは思われない。とくとこれを考慮せよ」と仰せられた。そこで陳平と周勃とは、「陛下は、かしこくも深い恵みを天下にたれさせられ、有罪のものたりともその家族を没収して奴婢とすることなく、無罪のものには連坐させないとおぼしめしであつて、その広大なお徳には、私どももの及びもつかぬところであります。私どもは謹んで詔を奉じ、收律※および連坐の

※收律。

收律とは、犯罪者に連累して、罪のないその父母妻子兄弟などを、奴婢として官に没収することを規定したものであるが、收律というひとつの律があつたわけではない。

法を一切廃止したいと存じます」と奏上した。しかしその後、新垣平<sup>※</sup>が反逆を謀った時に、ふたたび三族の誅を行うこととなった。これによっていうならば、風俗というものは移りかわるものであり、<sup>⑧</sup>「人は、その本性は相近くて似たものであるが、習慣によって遠いへだたりができる<sup>※</sup>」というのは、まことにそのとおりでである。文帝の仁愛、陳平や周勃の賢明さをもってしても、過酷な刑罰を行い、誤まった議論をすること、<sup>※</sup>このように甚だしかった。ましてや凡庸の才能しかもたず、末世の風潮におし流されるものにいたっては、いうまでもないことであろう。

注 ⑧ 風俗というものは移りかわるものであり。

このことばの具体的な意味は明らかにしたいが、おそらくは風俗が変遷するものであることを一般的に叙述したものであり、そしてそれは、すぐあとにひかれている論語の、「習慣によって遠いへだたりができる」というにひびくことばであると考えられる。

周官有五聽・八議・三刺・三宥・三赦之法、五聽、一曰辭聽、二曰色聽、三曰氣聽、四曰耳聽、五曰目聽、八議、一曰議親、二曰議故、三曰議賢、四曰議能、五曰議功、六曰議貴、七曰議勤、八曰議賢、三刺、一曰訊羣

※新垣平。

新垣平（—163B.C.）は趙の人で、望氣の術すなわち雲の形象によって占いをするということをもって文帝に近づいたが、のちその詐欺が発覚して誅せられた。

※「人は、その本性は相近くて似たものであるが、習慣によって遠いへだたりができる」。

論語陽貨篇の「性あい近し、習あい遠し」ということばにもとずく。

※過酷な刑罰を行い、誤った議論をすること。

文帝が三族刑を復活させたことや、周勃・陳平が廃止に反対論を唱えたことをさす。

臣、二日訊羣吏、三日訊萬民、三宥、一日弗識、二日過失、三日遺忘、三赦、一日幼弱、二日老眊、三日蠢愚、凡囚上罪梏拳而桎、中罪桎桎、下罪桎、王之同族拳、有爵者桎、以待弊、

△景祐本では「三」が「再」になっている。

周官には、五聽・八議・三刺・三宥・三赦の法がある。五聽は、第一に辞聽、第

※周官。

周官は周礼ともいう。儒家の經典のひとつで、周公が周の官制を記したものと伝えられる。

二に色聽、第三に氣聽、第四に耳聽、第五に目聽をいう。八議は、第一に議親、第二に議故、第三に議賢、第四に議能、第五に議功、第六に議貴、第七に議勤、第八に議賢をいう。三刺は、第一に群臣に訊い、第二に群吏に訊い、第三に万民に訊うこと。三宥は、第一に不識、第二に過失、第三に遺忘を宥すこと。三赦は、第一に幼弱、第二に老眊、第三に蠢愚を赦すことである。一般に、囚えられたものは、重罪の場合には、両手をひとつにし桎をはめ、桎をつける。中罪の場合には、桎と桎、軽罪の場合には、桎をはめる。王の同族の場合には、両手をひとつにする拱をはめ、爵位のあるものは桎をつけ、かようにして断罪を待つのである。\*

※一般に、囚えられたものは、…  
…かようにして断罪を待つのである。  
周礼の掌囚に見える。

注 ⑬ 五聽。

周官小司寇に、「五声を以つて、獄訟を聴き、民情を求む」とあり、罪人の言葉つきや態度から、その罪の有無を判定することをさす。辞聽とは、罪人の陳述の言葉つきから曲直を察すること。色聽とは、その顔色から判定すること。氣聽とは、その呼吸づかいの様子から判定すること。耳聽とは、罪人が訊問を正しく聞きとりうるか否か

によつて判定すること。目聴とは、その視線の正邪から判定すること。

⑭ 八議。

周官小司寇に、「八辟を以つて邦法に麗け、刑罰に附す」とあり、孔穎達の疏によると、大夫以上の身分をもつものが罪を犯した場合には、普通の刑書の規定によつて処罰することなく、特別の審議にかけてその罪を論じ、その結果が有罪と決定すれば、始めて国法を適用する。議親とは、天子の親族、すなわち宗室の罪を審議すること。議故とは、天子の旧知の人の罪を審議すること。議賢とは、有徳な賢者の罪を審議すること。議能とは、政治や軍事などに優れた能力をもつものの罪を審議すること。議功とは、国家に大功あるものの罪を審議すること。議貴とは、爵位の高いものの罪を審議すること。議勤とは、国事に刻苦精勤したものの罪を審議すること。議賢とは天子より賓客の待遇をうけているものの罪を審議すること。この周官の八辟は、漢代以後では八議とよばれるようになったが、それは要するに、特殊な身分のものの犯罪に対しては、それを特別に審議して、刑を軽減しようとするものである。

⑮ 三刺。

周官の司刺に、「三刺を以つて庶民の獄訟の中を断ず」とある。刺とは殺す意で、三刺とは、群臣・群吏・万民の意見を問うて、疑義のない場合に死刑にすることである。群臣とは、孔穎達の疏によると、士以上の身分のものをさし、群吏とは胥吏以下のものをさし、万民とは民間にある有徳者をいうとある。

⑯ 三宥。

同じく周官の司刺に見える。宥とは寛やかにする意で、減刑することである。不識とは、鄭司農の注では、愚民の無知による犯罪と解しているが、鄭玄の注によると、対象を誤認して犯した罪、たとえば親の仇である甲を討つのに、人違いして乙を殺した場合など。過失とは、犯意なくして生じた罪で、たとえば木を切ろうとして、誤つて人を切つた場合など。遺忘とは不注意による犯罪であつて、たとえば帷とよりみすや簾の



向う側に人のいることを忘れて、矢をもってこれを射たような場合など。

⑬ 三赦。

同じく周官の司刺に見える。赦とは、その刑を免除するの意。幼弱とは、漢律においては八才未満のもの。老眊とは、おなじく漢律では八十才以上の老人をさす。蠢愚とは、生れつきの白痴。この三者は、殺人の下手人でないかぎり、刑を免除する定めであった。